

名銀EBサービス（ANSER・データ伝送）利用規定

<共通編>

1. サービス内容

- (1) 名銀EBサービス（以下「本サービス」といいます）は、本サービス所定の申込手続きを完了した契約者（以下「契約者」といいます）がパーソナルコンピュータ・専用端末機等（以下「パソコン」といいます）により、通信回線を使用し、次の各種取引等が利用できるサービスです。なお、本サービスで利用できる各種取引等は、契約者によって異なる場合があります、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

①ANSERサービス

A：取引照会サービス

あらかじめ指定された当行本支店の契約者名義の口座（以下「照会口座」といいます）の預金残高・入出金明細等の照会を行う取引。

B：資金移動（振込・振替）サービス

あらかじめ指定された当行本支店の契約者名義の口座のうち、契約者が指定した口座（以下「お支払指定口座」といいます）よりご依頼金額を引落しのうえ、契約者が指定した当行国内本支店および当行以外の金融機関の国内本支店の口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する取引。

②データ伝送サービス

契約者からの依頼にもとづき、契約者があらかじめ指定した振込（納入）資金及び手数料決済口座からご依頼金額を引落しのうえ、総合振込、給与振込、賞与振込、住民税納入等を行う取引。

③その他当行が定めるサービス。

- (2) 各サービスの詳細については、本規定の「ANSERサービス編」、「データ伝送サービス編」によるものとします。
- (3) 本サービスを利用するに際して利用できる端末機・パソコンの機種およびブラウザのバージョンは当行所定のものに限りします。

2. 利用対象者

- (1) 本サービスを利用するには、本規定の内容を十分に理解し、その内容が適用されることを承諾した上で当行所定の申込書に所定事項を記載し、申込手続きを行っていただくものとします。
- (2) 本サービスの利用申込者は次の各号全てに該当する方とします。
- ①法人、法人格のない団体（権利能力なき社団）または個人事業主の方。
 - ②当行本支店に普通預金口座、または当座預金口座をお持ちの方。
- (3) 当行は次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者はこの不承諾につき異議を述べないものとします。
- ①利用申込時に虚偽の事項を届けたことが判明した場合。
 - ②その他、当行が利用を不相当と判断した場合。
- (4) 利用申込の承認後であっても、利用申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当行はその承諾を取り消す場合があります。ただし、承諾が取り消された場合でも、契約者は本サービスの利用により既に発生した義務については本規定に従って履行する責任を免れないものとします。また、その場合に生じた損害について、当行はその利用の如何を問わず、責任をも負わないものとします。
- (5) 当行が申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの申込書につき偽造、変造、盗用その他事故等があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

3. リスクの承諾

契約者は当行が提供するマニュアル、パンフレット、ホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について承知し、そのリスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの措置にもかかわらず盗聴等の不正利用があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負わないものとします。

4. 利用口座（基本手数料決済口座・振込手数料決済口座等）

- (1) 契約者はあらかじめ、申込書により当行本支店における契約者名義の普通預金口座または当座預金口座を、基本手数料決済口座・振込手数料決済口座・お支払指定口座（資金移動）・振込資金決済口座（データ伝送）・データ伝送照会口座としてそれぞれ届出するものとします。なお、営業所名、支社名および支店名等が異なる場合、または、当行の取引支店が異なる場合は、同一法人であっても利用口座に登録することはできません。
- (2) 本サービスの契約は、基本手数料決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
- (3) 振込手数料決済口座は、資金移動及びデータ伝送の振込手数料・他諸手数料の引落口座とします。
- (4) お支払指定口座（資金移動）及び振込資金決済口座（データ伝送サービス）は、予め登録した口座に限るものとします。

5. 利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。なお、利用時間は利用するサービスにより異なる場合があります。ただし、当行はこの利用時間を変更する場合があります。なお、当行の責めによらない回線工事・障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても取扱いを一時停止または中止することがあります。

6. 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、契約者は当行所定の月間基本手数料（消費税含む）を、毎月当行所定日に基本手数料決済口座から当行所定の方法により引き落とします。また、本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネットの接続料金、パソコンその他機器等については、契約者が負担するものとします。
- (2) 本サービスにより「資金移動（振込・振替）」・「データ伝送サービス」を行う場合は、当行所定の振込手数料（消費税含む）、住民税納付サービス手数料（消費税含む）、地方税取次手数料（消費税含む）を当行所定の方法により振込手数料決済口座から引落とします。
- (3) 当行は前項(1)(2)の手数料の引落としにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、名銀カード（ローン用）規定、名銀ご繁盛カード（ローン用）規定、各種当座貸越規定等にかかわらず通帳・カード・払戻請求書または当座小切手及び借入請求書の提出は不要とし当行所定の方法により引落とすものとします。
- (4) 当行は前項(1)(2)の手数料およびその支払方法を変更する場合があります。利用手数料以外の本サービスに係る諸手数料についても、新設または改定する場合があります。

7. 各種パスワード、暗証番号等

- (1) 契約者は、本人確認のための照会暗証番号、お支払い暗証番号、ご承認暗証番号、（データ伝送用）パスワード、ファイルアクセスキー（以下、「パスワード等」といいます）を当行所定の方法で届出するものとします。
- (2) パスワード等は、契約者の本人確認に使用する大変重要な情報です。契約者の責任において、第三者に知られないよう厳重に管理するものとします。なお、当行からパスワード等をお尋ねすることはありません。また、パスワード等および支払暗証番号を届出、登録する際には、設立年月日、電話番号、同一及び連続した数字等他人から推測されやすい番号はさけてください。
- (3) 契約者が取引の安全性を確保するため、パスワード等の変更を行う場合には、当行所定の方法により変更が可能です。
- (4) 契約者（使用者を含む）がパスワード等の入力を当行所定回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを停止します。契約者が本サービスを再開するには当行所定の方法により届出を行うものとします。
- (5) パスワード等を失念したり、他人に知られたような場合は、すみやかに取引店またはE Bセンターまで届け出てください。なお、当行への届け出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

8. 本人確認及び取引の依頼

- (1) 契約者はあらかじめ当行所定の申込書により、契約者本人であることを確認するための「パスワード等」を当行宛に届出するものとします。
- (2) 当行で受信した利用口座の店番号、科目コード、口座番号が、あらかじめ届け出済の店番号、科目コード、口座番号、パスワード等と一致した場合は、送信者を契約者とみなし応答いたします。
 - ①契約者の有効な意思による依頼であること。

- ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (3) 本サービスによる取引の依頼は、上記(2)に従った本人確認方法により、契約者が取引に必要な事項を当行の指定する方法で正確に当行に伝達して行うものとします。当行は契約者があらかじめ取引を指定した口座で依頼された取引を利用します。
- (4) 依頼内容について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。
- (5) 依頼内容の変更または取消は、契約者が、当行所定の方法により行うものとします。なお、当行への連絡時期、依頼内容等によっては、変更または取消ができないことがあります。

9. 強制解約・一時停止等

- (1) 本規定に基づく解約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当行に対する解約通知は当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが完了した後に有効となります。解約手続き完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある場合等、当行が必要と認めた場合については、即時解約ができない場合があります。なお、当該手続きには本規定が適用されます。
- (3) 契約者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。
- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5) 本サービスが解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理をする義務を負わないものとします。
- (6) 基本手数料決済口座・振込手数料決済口座・お支払指定口座（資金移動）・振込資金決済口座（データ伝送用）のいずれかが解約された場合は、本サービスは解約されたものとみなします。
- (7) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合は、当行はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく契約を解約できるものとします。
 - ①支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他その後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があった場合。
 - ②手形交換所の取引停止処分又はでんさいネットの支払不能・利用停止・契約の解除等に関する処分等を受けた場合。
 - ③住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になった場合。
 - ④相続の開始があった場合。
 - ⑤支払うべき所定の手数料の未払い等が発生した場合。
 - ⑥1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - ⑦解散その他営業活動を休止した場合。
 - ⑧本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届出したことが判明した場合。
 - ⑨当行から発送した郵便物等が、不着あるいは受取拒絶等で返却された場合。
 - ⑩パスワード等の不正使用が判明した場合。
 - ⑪法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合。
 - ⑫本規定に違反した場合。
 - ⑬その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生した場合。
 - ⑭本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A：暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B：暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C：自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

D：暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

E：役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

⑮本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。

A：暴力的な要求行為。

B：法的な責任を超えた不当な要求行為。

C：取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

D：風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。

E：その他AからDに準ずる行為。

(8) 当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

10. 禁止行為

(1) 契約者は本規定に基づく契約者の権利および預金等を譲渡、質入れ等することはできません。

(2) 契約者は本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。また、当行は、契約者が本サービスにおいて、以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。

①公序良俗に反する行為。

②犯罪的行為に結びつく行為。

③他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又はその恐れのある行為。

④他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為。

⑤他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為。

⑥他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為。

⑦本サービスの運営を妨げるような行為。

⑧当行の信用を毀損するような行為。

⑨その他当行が不適当・不適切と判断する行為。

11. サービスの追加・廃止及び規定の変更

(1) 本サービスに今後追加される取引または機能について、契約者は新たな申込無しに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。

(2) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で周知することにより変更・廃止できるものとし、この変更・廃止によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 本サービスの追加・廃止時には、事前に当行のホームページ等により告知のうえ、本規定の内容を変更する場合があります。この場合、当行ホームページ上の「名銀 EB サービス (ANSER・データ伝送) 利用規定」に表示します。契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定を確認のうえまたは、取引店にお問い合わせのうえご利用ください。

(4) 本規定の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

12. サービスの休止

当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な理由がある場合は、利用時間中であっても本規定にもとづくサービスを一時停止または中止することができるものとします。この休止の時期等については、当行のホームページ等により知らせるものとします。

13. 契約者情報の取扱

契約者は本サービスの申込時に届出した情報、利用履歴及びその他本サービスの利用に伴う取引情報を、当行が次の目的のために、業務上必要な範囲内で使用することをあらかじめ承諾するものとします。

①商品、サービスの企画・開発。

②ダイレクトメールの発送。

- ③契約者の管理。
- ④その他本サービスを向上させるために必要な行為。

14. 契約期間

本規定に基づく当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

15. 通知手段

当行は契約者に対し、当行からの通知・確認・案内等を行う場合があります。契約者は当行からの通知・確認・案内等の手段として、郵便、電話、当行ホームページへの掲載等が利用されることに同意するものとします。

16. 届出事項の変更

- (1) パスワード等、通信手段、端末接続電話番号、名称、住所、預金口座等に関して、契約者は届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により届出るものとします。また変更の届出は、当行の変更手続きが完了した後に有効となります。なお、この届出前に生じた損害については、契約者が全ての責任を負うものし、当行は責任を負いません。
- (2) 契約者が届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当行は責任を負わないものとします。
- (3) 当行は、変更内容を審査し、本サービスの提供を中止または解約する場合があります。なお、その場合に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 当行が契約者にあてて通知・照会・確認を発信または送付書類を送付した場合には、本条の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. 障害発生時の取扱い

契約者若しくは当行のいずれかにシステム上の障害が発生した場合は、その発生状況を相互に連絡のうえ、その解決にあたるものとします。

18. 免責事項

- (1) 次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延、また金融 EDI 情報の情報遅延、不達、漏えい、改ざん等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ①当行が受信したセンター確認コード及びパスワード等が、届け出のセンター確認コード及びパスワード等と一致をして取扱したうへは、当行は送信者を正当な契約者とみなして応答及び受付を行います。この場合、センター確認コード若しくはパスワード等につき不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ②当行または金融機関の共同システムの運営体の責によらない通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延若しくは不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ③当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにも関わらず、公衆回線、専用電話回線等の通信経路ならびにインターネット網等において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等や取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ④災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ⑤契約者は本サービスの利用にあたり契約者自身が所有管理するパソコン等の端末を利用し、機器及び通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は本規定によりパソコン等の端末が正常に稼動することを保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、コンピュータウイルスによる損害が生じた場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ⑥本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由により契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ⑦契約者が本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は該当契約者に対して、その損害賠償を請求できるものとします。
- (2) 当行が振込・振替内容確認画面の取引確認コードを受信する前に回線等の障害により取引が中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。

19. 海外からの利用

- (1) 本サービスは、国内からのご利用に限るものとし、契約者は海外からのご利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。
- (2) 海外からのご利用により契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。

20. 移管

- (1) 利用口座を契約者の都合で移管する場合、本規定に基づく契約は解約となります。移管後も本サービスを利用いただく場合には、移管後の口座であらたに契約の手続を行ってください。
- (2) 利用口座が店舗の統廃合等、銀行の都合で移管された場合には、原則として、本規定に基づく契約は新しい取引店に移されます。ただし、契約者に連絡のうえ個別の対応とさせていただきます場合がありますのでご了承ください。

21. 機密事項

本サービスの契約に伴い知り得た事項については、第三者に漏洩しないものとします。これは、本契約が終了した以降も継続するものとします。

22. 関係規定の適用・準用

本契約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、貯蓄預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、名銀カード（ローン）規定、名銀ご繁盛カード（ローン）規定等関係する規定により取扱います。なお、これらの規定をご希望の場合は当行本支店の窓口にご来店ください。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されます。

23. 紛議解決の協力及び協議

本サービス契約に基づく振込事務に関して生じた紛議について、契約者及び当行は協力して解決に尽力するものとします。また、本規定の各条項について疑義を生じた場合、または本規定に定めのない事項で実施上の必要な細目については、契約者及び当行は協議のうえこれを定めるものとします。

24. 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当行本支店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

<ANSERサービス編>

25. 取引照会サービス

- (1) 取引照会サービスの内容
取引照会サービスとは、契約者のパソコンからの依頼に基づき、照会口座のうち、契約者が指定する口座の、当行所定の時点における残高および当行所定の期間における取引の口座情報を提供するサービスです。
- (2) 本サービスにより照会する場合は、当行が定めた電話番号若しくは通信環境（アクセスポイント）あてに送信を行います。当行で受信した照会口座の店番号、科目コード、口座番号が、あらかじめ届け出済の店番号、科目コード、口座番号、パスワード等と一致した場合は、送信者を契約者とみなし応答いたします。この場合、当行において一致を確認して取扱うものとし、パスワード等に不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 提供内容の変更・取消
振込依頼人からの訂正依頼、受入証券類の不渡り、その他取引内容に変更があった場合には、当行は既に提供した口座情報について変更または取消を行うことがあります。なお、このような変更または取消のために生じた損害について、当行は責任を負いません。

26. 資金移動（振込・振替）サービス

- (1) サービス内容
契約者はお支払指定口座（資金移動）から振込資金または振替資金（以下、「振込振替資金」といいます）を引落しのうえ、当行本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます）あてに、資金移動（振込依頼、または振替処理）を行うことができるサービスです。

- (2) 振込・振替の定義
「振込」・・・お支払指定口座と入金指定口座が異なる当行本支店および他行にある場合、または異なる名義の場合における資金移動をいいます。
「振替」・・・お支払指定口座と入金指定口座が同一店かつ同一名義の場合の資金移動をいいます。
- (3) 資金移動（振込・振替）サービスの方式
契約者は、当行所定の申込書により、受取人番号を付した入金指定口座を事前に当行へ届出る方式（以下「事前登録方式」といいます）により行うものとします。
なお、＜名銀＞NEWパソコンサービス（VALUX）の場合、依頼の都度振込先を指定する「都度指定方式」の依頼方法を選択することが可能です。
- (4) 資金移動（振込・振替）の受付・依頼
①本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。
②資金移動（振込・振替）による1回あたりの振込金額・振替金額（以下「振込・振替金額」という）は、あらかじめ契約者が指定した金額の範囲内とします。
③本サービスにより振込・振替を依頼する場合は、当行が定めた電話番号若しくは通信環境（アクセスポイント）あて送信をおこない、当行が定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を使用端末機により操作してください。当行は入力された事項を依頼内容とみなします。
④当行で受信した支払指定口座に店番号・科目番号・口座番号・暗証番号があらかじめ届出済の内容と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなします。
⑤使用端末機による依頼は、契約者があらかじめ当行に届出た電話番号若しくは通信環境（アクセスポイント）を使用して送信してください。
- (5) 資金移動（振込・振替）の利用日
契約者が当日中に資金移動（振込・振替）を行う場合は、当日扱いの当行所定時間内に送信するものとします。当行は受信した時点の当日を受付日とし、受付日当日を振込日として取扱います。また、契約者が依頼日の翌営業日を振込指定日とする場合は、当行所定時間内に送信するものとします。この場合、振込資金は振込依頼日当日にあらかじめ支払指定口座から引落します。当行は、期日指定（予約扱い）可能な期間を変更することがあります。
- (6) 取引の成立
①資金移動取引は当行で受信したパスワード等と届出のパスワード等との一致を確認するとともに、取引確認コードを受信し振込・振替資金を引落した時点で成立するものとします。当行はパスワード等の一致を確認して取扱うものとし、パスワード等について不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
②本規定＜共通編＞8. 本人確認及び取引の依頼(2)の確定時に、振込振替資金を当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、名銀カード（ローン用）規定、名銀ご繁盛カード（ローン用）規定、各種当座貸越規定等にかかわらず通帳・カード・払戻請求書または当座小切手及び借入請求書の提出を省略のうえ、お支払指定口座から当行所定の方法により引落します。
③資金移動（振込・振替）契約が成立した場合、当行は依頼内容にもとづいて、当行所定の方法で振込または振替の手続きを行います。
④依頼内容が確定したときは、その旨の通知を契約者に送信しますので、確認してください。その通知が届かない場合は、直ちにお取引店に照会してください。この照会がなかったことよって生じた損害については、当行は責任を負いません。
⑤次のいずれかに該当する場合、資金移動サービスによる振込・振替の取引はできません。
イ. 振込金額または振替金額がお支払指定口座から払戻することのできる金額（当座貸越等のご融資を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合。
ロ. お支払指定口座（利用口座）あるいは、入金指定口座が解約されている場合。
ハ. お支払指定口座に関する支払禁止の届出や、があり、それにもとづき当行が所定の手続を完了している場合。
ニ. 入金指定口座に対して、入金禁止の手続がとられている場合。
ホ. 差押等やむを得ない事情のため、当行が振込・振替を取扱うことが不適当と認めた場合。
ヘ. 申込書にて、利用口座について資金移動サービスの利用申込を届出しなかった場合。
ト. 本サービスによる振込内容を記載した「振込受取書」もしくは「領収書」が必要な場合。

- (7) 振込手数料の引落し
資金移動（振込・振替）サービス利用における当行所定の振込手数料（消費税含む）の引落しにあたっては、本規定＜共通編＞6. 手数料等によるものとし、1ヶ月分取りまとめの上合算して当行所定の日に振込手数料決済口座から当行所定の方法により引落し（後収扱い）するものとします。
- (8) 取引内容の確認
本サービスによる振込内容を記載した「振込受取書」もしくは「領収書」の発行はいたしません。振込または振替の取引後は、すみやかに該当する預金通帳への記帳または、当座勘定照合表により、取引内容を照合して下さい。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (9) 依頼内容の取消および訂正・組戻し
- ①資金移動（振込・振替）サービスにおける取引依頼の確定後、パソコンによる取消・訂正・組戻しはできません。
 - ②振込依頼の確定後に契約者が、その依頼内容を訂正または組戻しを依頼する場合には、お支払指定口座のある当行お取引店の窓口において当行所定の手続により取扱います。この場合、本条第7項の振込手数料（消費税含む）は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料（消費税含む）をいただきます。
 - ③当行は、契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。
 - ④組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引のお支払指定口座に入金します。
 - ⑤上記2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料（消費税含む）は返却いたしません。

＜データ伝送サービス編＞

27. データ伝送サービスの内容及びご利用について

- (1) サービスの内容
データ伝送サービスは、契約者の占有・管理する専用端末機・パソコン・コンピュータ等と当行のコンピュータとの間で、通信回線を通じて当行所定の取引を依頼する場合に利用できるものとします。また、申込書による届出により契約者はデータ伝送における次のサービスを利用できるものとします。
①総合振込 ②給与（賞与）振込 ③住民税納入 ④入出金明細照会サービス ⑤預金口座振替サービス
- (2) サービスのご利用について
- ①本サービスによる利用時間は、当行所定の時間内に、各サービス毎に定められた送信時限までに完了するものとします。
 - ②本サービスを利用する場合の操作は、当行所定の方法によるものとします。
 - ③データ内容の作成ならびにデータ送信の運用基準については当行所定の要領によるものとします。
 - ④当行は受信したデータについて、その内容を変更いたしません。
 - ⑤当行は受信データについては、原則として取消をおこないません。
 - ⑥当行が受信したセンター確認コード・パスワード等が、届け出のセンター確認コード・パスワード等と一致した場合、当行は送信者を正当な契約者とみなして応答および受付を行います。この場合、暗証番号の盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

28. 総合振込

- (1) サービスの内容
当行は契約者からの依頼による「データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。
- ①総合振込の利用口座は、契約者名義の普通預金口座または当座預金口座の内、1口座を振込資金決済口座（データ伝送）として登録するものとします。なお、総合振込・給与（賞与）振込・住民税納付の振込資金決済口座（データ伝送）として登録できる口座は、共通で1口座のみとなります。

- ②振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および「全国銀行データ通信システム」加盟金融機関の国内本支店とします。
- ③契約者が振込を依頼するにあたり、事前に振込指定口座の口座番号等の確認を行うものとします。
- ④当行は、依頼を受けたデータに基づき振込指定日に振込指定口座へ入金する振込手続を行います。
- ⑤本サービスによる振込内容を記載した「振込受取書」もしくは「領収書」の発行はいたしません。
- ⑥当行は、振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- ⑦契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがありますので、速やかに回答してください。当行の照会に対して相応の期間内に回答が無かった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。また、「入金口座該当なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を振込資金決済口座に入金するものとします。この場合、振込手数料は返却しません。
- (2) 依頼方法
振込依頼はデータ伝送により行い、当行の定めるデータ送信時限までおこなうものとします。契約者は、振込明細データの作成にあたっては正確を期すものとします。当行にデータを送信した場合は、同時に当行所定の振込依頼合計票を当行へファクシミリにて送信してください。
- (3) 振込指定日
契約者は振込指定日として、当行所定の銀行営業日を指定することができます。なお、当行は当行所定の銀行営業日を変更することがあります。
- (4) 振込限度額及び振込データの送信回数
1回あたりの振込限度額、および操作日1日あたりの振込限度額は、当行所定の振込限度額の範囲内とします。また、1日当りの振込データ送信回数は、当行所定の範囲内とします。
- (5) 振込手数料の引落し
総合振込利用における当行所定の振込手数料（消費税含む）の引落しにあたっては、本規定＜共通編＞6. 手数料等によるものとし、1ヶ月分取りまとめの上合算して、当行所定の日に、振込手数料決済口座から当行所定の方法により引落し（後収扱い）するものとします。
- (6) 振込資金の決済及び振込手続
①契約者は、振込資金を原則として振込指定日の前営業日までに、あらかじめ当行に届出している振込資金決済口座に入金してください。
- ②当行は、前記＜共通編＞8. 本人確認及び取引の依頼(2)により依頼内容が確定した場合は、振込指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出は不要とし振込資金を振込資金決済口座から自動振替により引出し、振込手続を行います。
- ③次のいずれかに該当する場合には、振込を中止させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
- イ. 振込資金が振込資金決済口座から払戻することができる金額（当座貸越等のご融資により払戻できる金額を含む）を超え、当行の所定時限までに自動引落ができなかった場合。
- ロ. 振込資金決済口座からの払出しが、データ伝送によるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が振込資金決済口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。
- ハ. 振込資金決済口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとった場合。
- ニ. 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めた場合。
- (7) 依頼内容の取消・組戻し
①依頼内容の取消
データ伝送による総合振込依頼後は、取消・訂正・組戻しは出来ません。
- ②振込手続きにおいて、当行がやむを得ないと認めて組戻しを受付する場合には、当行は契約者から振込資金決済口座のある当行お取引店の窓口において当行所定の手続により取り扱います。この場合、本条(5)の振込手数料（消費税含む）は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料（消費税含む）をいただきます。
- ③当行は、契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。

- ④組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金決済口座に入金します。
- ⑤上記3号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料（消費税含む）は返却いたしません。

29. 給与（賞与）振込

(1) サービスの内容

当行は契約者からの依頼による「データ伝送サービス」を利用した契約者が契約者の役員ならびに従業員（以下「受給者」といいます）に対して支給する報酬・給与・賞与等（以下「給与」といいます）の振込事務を受託します。

なお、契約者は、あらかじめ給与振込を行うことについて必要な労使協定の締結が完了しているものとします。

- ①給与（賞与）振込の利用口座は、契約者名義の普通預金口座または当座預金口座の内、1口座を振込資金決済口座（データ伝送）として登録するものとします。なお、総合振込・給与（賞与）振込・住民税納付の振込資金決済口座（データ伝送）として登録できる口座は、共通で1口座のみとなります。
- ②受給者が振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および「全国銀行データ通信システム」加盟金融機関の国内本支店とします。また、振込を指定できる預金口座（以下「振込指定口座」といいます）は受給者本人名義の普通預金（総合口座を含む）または当座預金とします。
- ③契約者は当行に振込を依頼するにあたり、事前に受給者の振込指定口座の名義や口座番号等の確認を行うものとします。
- ④当行は、依頼を受けたデータに基づき振込指定日に振込指定口座へ入金する振込手続を行います。
- ⑤受給者に対する給与振込金の支払開始時期は振込指定日の午前10時からとします。
- ⑥当行は受給者に対し、入金通知は行いません。
- ⑦契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について、契約者に照会することがありますので、速やかに回答してください。当行の照会に対して相応の期間内に回答が無かった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。また、「入金口座該当なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を振込資金決済口座に入金するものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

(2) 依頼方法

振込依頼はデータ伝送により行い、当行の定めるデータ送信時限までおこなうものとします。契約者は、振込明細データの作成にあたっては正確を期すものとします。当行にデータを送信した場合は、同時に当行所定の振込依頼合計票を当行へファクシミリにて送信してください。

(3) 振込指定日

契約者は振込指定日として、当行所定の銀行営業日を指定することができます。なお、当行は当行所定の銀行営業日を変更することがあります。

(4) 振込限度額及び振込データの送信回数

1回あたりの振込限度額、および操作日1日あたりの振込限度額は、当行所定の振込限度額の範囲内とします。また、1日当りの振込データ送信回数は、当行所定の範囲内とします。

(5) 振込手数料の引落し

総合振込利用における当行所定の振込手数料（消費税含む）の引落しにあたっては、本規定<共通編>6. 手数料等によるものとし、1ヶ月分取りまとめの上合算して、当行所定の日に、振込手数料決済口座から当行所定の方法により引落し（後収扱い）するものとします。

(6) 資金交付及び振込手続

- ①契約者は、振込資金を原則として振込指定日の3営業日前までに、あらかじめ当行に届出してある振込資金決済口座に入金してください。
- ②当行は、前記<共通編>8. 本人確認及び取引の依頼(2)により依頼内容が確定した場合は、振込指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出は不要とし振込資金を振込資金決済口座から自動引落により引出し、振込手続を行います。
- ③当行は振込資金を振込指定日の2営業日前の当行所定の時間に自動引落します。

- ④次のいずれかに該当する場合には、給与振込としてのお取扱ができない場合や、振込を中止させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
- イ. 振込資金が振込資金決済口座から払戻することができる金額（当座貸越等のご融資により払戻できる金額を含む）を超え、当行の所定時限までに自動引落ができなかった場合。
 - ロ. 振込資金決済口座からの払出しが、データ伝送によるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が振込資金決済口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。
 - ハ. 振込資金決済口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとった場合。
- ニ. 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めた場合。

(6) 依頼内容の取消・組戻し

①依頼内容の取消

データ伝送による給与（賞与）振込依頼後は、取消・訂正・組戻しは出来ません。

- ②振込手続きにおいて、当行がやむを得ないと認めて組戻しを受付する場合には、当行は契約者から振込資金決済口座のある当行お取引店の窓口において当行所定の手続により取り扱います。この場合、本条(5)の振込手数料（消費税含む）は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料（消費税含む）をいただきます。
- ③当行は、契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。
- ④組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金決済口座に入金します。
- ⑤上記③の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料（消費税含む）は返却いたしません。

30. 住民税納入

(1) サービスの内容

当行は契約者からの依頼による「データ伝送サービス」を利用した契約者が、特別徴収義務者として契約者の役員ならびに従業員（以下「従業員」といいます）に関わる市町村住民税（以下「住民税」といいます）を各地方公共団体に納付する事務の取扱を受託します。

- ①住民税納入の利用口座は、契約者名義の普通預金口座または当座預金口座の内、1口座を振込資金決済口座（データ伝送）として登録するものとします。なお、総合振込・給与（賞与）振込・住民税納付の振込資金決済口座（データ伝送）として登録できる口座は、共通で1口座のみとなります。
- ②納入先として指定できる地方公共団体は当行所定の地方公共団体とします。
- ③納入の受付にあたっては、当行所定の方法により当行所定の住民税納付サービス手数料（消費税含む）および、当該住民税に他の金融機関に納入手続きを取り次ぐものがある場合は、当該他の金融機関に取り次ぐ住民税の納付書1枚につき当行所定の地方税取次手数料（消費税含む）を、1ヶ月分取りまとめの上合算して、当行所定の日に、振込手数料決済口座から当行所定の方法により引落し（後収扱い）します。
- ④当行は、依頼を受けたデータにもとづき、納入指定日に納付先の地方公共団体に納入手続きを行います。
- ⑤当行は納入完了後、契約者に対して領収書を交付します。

(2) 依頼方法

納入依頼はデータ伝送により行い、当行の定めるデータ送信時限までおこなうものとします。契約者は、納入明細データの作成にあたっては正確を期すものとします。当行にデータを送信した場合は、同時に当行所定の納入依頼合計票を当行へファクシミリにて送信してください。

(3) 納入指定日

納入指定日は、毎月10日（休日の場合は翌営業日）とします。

(4) 納入限度額及び振込データの送信回数

1回あたりの納入限度額、および操作日1日あたりの納入限度額は、当行所定の納入限度額の範囲内とします。また、1日当りの振込データ送信回数は1回のみとします。

- (5) 納入手続
納入資金は納付指定日の前営業日までに当行に交付するものとします。
当行は、前記<共通編>8. 本人確認及び取引の依頼(2)により依頼内容が確定した場合は、納入指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出は不要とし納入資金を振込資金決済口座から自動引落により納付手続を行います。
- (6) 納入資金引落の不能事由等
次のいずれかに該当する場合、当行はその納入依頼はなかったものとして取扱います。
①納入資金が振込資金決済口座から払戻することができる金額（当座貸越等のご融資により払戻できる金額を含む）を超え、当行の所定時限までに自動引落ができなかった場合。
②振込資金決済口座からの払出しが、このデータ伝送によるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が振込資金決済口座より払出することができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。
③振込資金決済口座について支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとった場合。
④差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めた場合。
- (7) 依頼内容の取消
①依頼内容の取消
データ伝送による住民税納入依頼後は、取消・訂正出来ません。
②金額等の変更が発生した場合には、納入先の各市町村と協議してください。

3.1. 入出金明細照会サービス

- (1) サービス内容
照会サービスは、契約者ご本人からの端末機による依頼に基づき、当行所定のあらかじめ指定された照会対象口座の入出金明細等の照会を行うことができます。
- (2) 通知内容の変更・取消
振込依頼人からの訂正依頼、受入証券類の不渡、その他相当の事由がある場合には、既に通知した内容について変更または取消することがあります。

3.2. 預金口座振替サービス

- (1) サービスの内容
預金口座振替サービスの取扱いにあたっては、別途「データ伝送による預金口座振替に関する契約書」の定めに従うものとします。
- (2) 預金口座振替サービスの受託
「データ伝送による預金口座振替に関する契約書」の定めに従い、当行は契約者の「引き落とし資金のご入金口座」を登録しているお取引店を取りまとめ店とした収納事務取扱を受託します。
- (3) 振替日及び振替回数
口座振替日及び口座振替日当日が銀行休業日に当たる場合の口座振替日の休日調整については、「データ伝送による預金口座振替に関する契約書」及び本サービス申込書の定めに従います。
口座振替は、原則として月1回とします。
- (4) 預金口座振替サービスの依頼
預金口座振替の依頼はデータ伝送により行い、当行の定めるデータ送信時限までおこなうものとします。契約者は、振替明細データの作成にあたっては正確を期すものとします。当行にデータを送信した場合は、同時に当行所定の口座振替一括依頼票を当行へファクシミリにて送信してください。
- (5) 振替処理結果の通知
当行は、振替日の2営業日後の13時以降に、振替処理結果を通知します。
- (6) 預金者への通知
当行は、預金口座振替に関して、預金者に対する引落済の通知および入金督促は行いません。
- (7) 取扱手数料
契約者は、請求1件につき当行所定の口座振替取扱手数料（消費税含む）を当行に支払うものとし、引き落とし資金のご入金口座へ入金の際、この手数料を差し引くものとします。

ご相談、ご意見はこちらへ
当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人 全国銀行協会
連絡先 一般社団法人 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772